別表第５　武器関連の物資

１　銃砲若しくはその他の装置であって、爆発物を発射し若しくは投下するもの（22において「銃砲等」という。）若しくはこれらの附属品又はこれらの部分品であって、次の⑴から⑸までのいずれかに該当するもの（⑹に該当するものを除く。）

⑴　口径20ミリメートル未満の滑腔銃又は口径12.7ミリメートル以下の銃砲（滑腔銃を除く。）であって、次のいずれかに該当するもの

ア　小銃

イ　カービン銃

ウ　回転式けん銃

エ　けん銃

オ　短機関銃

カ　機関銃

キ　滑腔銃であって、軍用に設計したもの、自動式のもの、半自動式のもの又はポンプアクション式のもの

ク　薬きょうのない弾薬を使用するもの（アからキまでに該当するものを除く。）

⑵　⑴に掲げるものの附属品であって、次のいずれかに該当するもの

ア　消音器

イ　特殊銃架

ウ　給送弾装置

エ　照準具（電子的画像処理機能を有しない光学式のもの（その倍率が４倍以下のものに限る。）であって、軍用に設計されていないものを除く。）

オ　消炎器

⑶　⑴又は⑵に掲げるもののために特に設計した部分品

⑷　口径20ミリメートル以上の滑腔銃、口径12.7ミリメートルを超える銃砲（滑腔銃を除く。）若しくは投射装置又はこれらの附属品であって、次のいずれかに該当するもの

ア　次のいずれかに該当するもの

㋐　火砲

㋑　加農砲

㋒　りゅう弾砲

㋓　迫撃砲

㋔　対戦車火器

㋕　飛しょう体投射装置

㋖　軍用火炎放射器

㋗　小銃

㋘　無反動砲

㋙　滑腔銃

㋚　㋐から㋙までに掲げるもののための痕跡減少装置

イ　軍用に設計した煙幕、ガス及び照明弾の投射装置又は発生器（信号銃を除く。）

ウ　照準具

エ　アに掲げるもののための銃架

⑸　⑷に掲げるもののために特に設計した部分品（⑷アに掲げるものの部分品にあっては、液体燃料の装填用に特に設計した噴射装置、計量装置、貯蔵容器その他の部分品を含む。）

⑹　次のいずれかに該当するもの

ア　⑴及び⑷アに掲げるもののうち、次のいずれかに該当するもの

㋐　昭和13年より前に製造されたマスケット銃、小銃又はカービン銃

㋑　明治23年より前に製造されたマスケット銃、小銃又はカービン銃の複製品

イ　⑴に掲げるもののうち、次のいずれかに該当するもの

㋐　狩猟用又はスポーツ用の滑腔銃（軍用に設計したもの及び自動式のものを除く。）

㋑　明治23年より前に製造された回転式けん銃、けん銃若しくは機関銃又はこれらの複製品

㋒　擬製弾用に特に設計した銃砲（２に掲げる銃砲弾を発射できないものに限る。）

㋓　薬きょうに入った弾薬であって、中央雷管式でないものを使用するもの（自動式のものを除く。）

ウ　⑵に掲げるもののうち、⑹ア又はイに掲げるものの附属品

エ　⑶に掲げるもののうち、⑹アからウまでに掲げるものの部分品

オ　⑷に掲げるもののうち、手持ち式飛しょう体発射装置であって、ロープ付き飛しょう体（高性能爆薬を装填しておらず、かつ、通信装置を有しないものに限る。）を500メートルを超えない範囲内において発射するために特に設計したもの若しくはその附属品

カ　⑸に掲げるもののうち、⑹ア又はオに掲げるものの部分品

２　銃砲弾若しくは信管測合装置であって、次のいずれかに該当するもの又はそのために特に設計した部分品（⑶に該当するものを含む。）

⑴　１又は18に掲げるものの銃砲弾（次のいずれかに該当するものを除く。）

ア　空包及び薬室に穴の開いた擬製弾

イ　実包であって、次のいずれかの目的のために特に設計したもの

㋐　信号用

㋑　鳥類の威嚇用

㋒　油井におけるガスの点火用

⑵　⑴に掲げる銃砲弾のために特に設計した信管測合装置

⑶　次のいずれかに該当するもの

ア　金属製品又はプラスチック製品（次に掲げるものを含む。）

㋐　雷管用発火金

㋑　薬きょう

㋒　薬きょう用リンク

㋓　導環

㋔　弾薬用の金属製部品（㋐から㋓までに該当するものを除く。）

イ　安全解除装置

ウ　信管

エ　センサー

オ　点火装置

カ　炸薬用可燃性薬きょう

キ　子弾（小型爆弾、散布型地雷及び終末誘導弾を含む。）

３　軍用に設計した爆発物（銃砲弾を除く。）若しくはその附属品であって、次のいずれかに該当するもの又はそのために特に設計した部分品

⑴　爆弾

⑵　魚雷

⑶　手りゅう弾

⑷　発煙爆弾

⑸　ロケット弾

⑹　地雷

⑺　ミサイル

⑻　爆雷

⑼　爆破薬